		八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
硝酸マグネシウム UN1474	MAGNESIUM NITRATE UN1474	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸カリウム UN1486	POTASSIUM NITRATE UN1486	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　航海中は積載場所を通風しないこと。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸ナトリウム UN1498	SODIUM NITRATE UN1498	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 八　航海中は積載場所を通風しないこと。 九　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物 UN1499	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE UN1499	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。
		八　航海中は積載場所を通風しないこと。 九　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER UN2071	一　可燃性物質、臭素酸塩、塩素酸塩、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過塩素酸塩、過マンガン酸塩及び金属粉並びに綿その他の植物繊維と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　前号の物質以外の物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　熱源若しくは発火源と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 四　50℃を超える温度になる燃料を有するタンク（二重底を含む。）に隣接して積載しないこと。 五　積載場所と機関室の間の隔壁はＡ60級であること。ただし、貨物を当該隔壁から水平距離で３ｍ以上離して積載する場合には、この限りでない。 六　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 七　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 八　雨中において荷役作業をしないこと。 九　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十一　積載場所に設置する電気機器は防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態とすること。 十二　荷役作業中は、燃料油の補給を禁止すること。 十三　荷役作業中は、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十四　貨物の自然分解の速度が0.25ｍ／ｈ以下であること。 十五　荷役作業中は、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。 十六　積載場所及び当該場所に近接する区画における裸火の使用及び火気使用工事その他の着火源を使用する作業を禁止すること。 十七　甲板及び積載場所における喫煙を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十八　積載場所以外の船倉その他の閉鎖区域に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 十九　積載場所のハッチは、非常時に開放できるようにしておくこと。 二十　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十一　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 二十二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 二十三　航海中は積載場所を通風しないこと。 二十四　積載場所のハッチは風雨密であること。